

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年8月20日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

沼津駅ビル・アントレ 沼津市大手町一丁目7-14ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市千代田区名駅一丁目1-4 代表取締役 丹羽俊介

静岡ターミナル開発株式会社 静岡市葵区黒金町49 代表取締役 竹中正俊

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	9:00~20:00	9:00~22:00

4 変更年月日

令和6年9月3日

5 届出年月日

令和6年8月6日